

○習志野市議会議員の請負の状況の公表に関する条例施行規程

令和 7 年 3 月 7 日

議会告示第 1 号

（趣旨）

第 1 条 この規程は、習志野市議会議員の請負の状況の公表に関する条例（令和 6 年条例第 3 1 号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（報告）

第 2 条 条例第 2 条第 1 項の規定による報告（以下「報告」という。）は、請負状況等報告書（別記第 1 号様式）により行わなければならない。

2 条例第 2 条第 2 項の規定による訂正は、訂正届（別記第 2 号様式）により行わなければならない。

（報告の一覧の訂正）

第 3 条 議長は、条例第 3 条の規定による一覧の公表後に、当該一覧を訂正するときは、削った部分を読むことのできるように字体を残さなければならない。

（報告等の閲覧）

第 4 条 条例第 4 条第 2 項の規定による閲覧（以下「閲覧」という。）は、報告をすべき期限の翌日から起算して 6 0 日を経過する日の翌日（その日が習志野市の休日に関する条例（平成元年条例第 2 1 号）第 1 条に規定する休日（以下「休日」という。）に当たる場合は、その日後において最も近い市の休日でない日）から、議会事務局執務室において、休日を除く日の午前 8 時 3 0 分から午後 5 時までの間にすることができる。

2 閲覧に係る請負状況等報告書及び訂正届は、前項に規定する場所以外に持ち出すことができない。

3 閲覧に係る請負状況等報告書及び訂正届は、丁重に取り扱い、破損、汚損又は加筆等の行為をしてはならない。

4 議長は、前 3 項の規定に違反する者に対しては、その閲覧を中止させ、又は閲覧を禁止することができる。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日に始まる会計年度における請負から適用する。

別 記

第1号様式(第2条第1項)

年 月 日

習志野市議会議長 様

習志野市議会議員 _____

請負状況等報告書

契約締結日	対象とする役務、物件等	契約金額(円) (単価契約である場 合はその旨)	昨年度(会計年度)に 支払を受けた額(円)

支払を受けた総額	円
----------	---

(注) 契約金額及び支払を受けた額は消費税及び地方消費税込みの額を記入

第2号様式(第2条第2項)

年 月 日

習志野市議会議長 様

習志野市議会議員

訂正届

習志野市議会議員の請負の状況の公表に関する条例第2条第2項の規定により、
次のとおり訂正届を提出します。

1 訂正箇所

2 訂正の理由